

ご案内

住民税非課税世帯生活支援給付金

- この給付金は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえて、物価高騰の影響を特に強く受ける方々を支援するため、**住民税非課税世帯**を対象に1世帯あたりに3万円を給付するものです。
- このご案内は、給付金の支給対象となる可能性が高い世帯の世帯主の方にお送りしています。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**
＋こども加算（こども1人あたり **2万円**）

給付金の支給時期

大府市が確認書(同封)を受理した日
からおおよそ1か月後が目安です。

支給対象・手続き方法

支給対象となる世帯

世帯全員（※）の令和6年度の**住民税が非課税**の世帯
※令和6年12月13日（基準日）現在の世帯



「確認書」によるお手続き

- 基準日（令和6年12月13日）時点で大府市に住民登録がある方のうち、支給対象となる可能性が高い世帯の世帯主の方に、同封の「確認書」をお送りしています。
- 「確認書」の内容を確認いただき、必要事項を記入の上、記載された「提出期日」までに返送してください。

支給手続きや支給要件の詳細は、裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

世帯主の方による**手続き**が必要です。

- 支給対象となる可能性が高い世帯の世帯主の方に、給付内容や確認事項が書かれた**「確認書」**をお届けしています。
- 内容を確認して、**提出期日までに返送**してください。

【確認事項】

給付金を受給する意思があること。

記載された金融機関口座に誤りがないこと。

- ① 他の自治体で類似の給付金（3万円）を受け取っていないこと。
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと。

注）世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は、受給できません。

（世帯の中に住民税が課税されている方からの扶養を受けている方がいたとしても、それが世帯全員でなければ支給対象となります。）

- ③ 世帯の中に、住民税が課税される所得があるのに未申告である方がいないこと。
- ④ 世帯の中に、租税条約に関する届出を提出した方がいないこと。
- ⑤ 支給金額とこどもの人数に誤りがないこと。

給付金の受取口座を別に指定される場合には、
添付書類（①通帳等のコピー、②世帯主の方の本人確認書類）
が必要です。



重要 「支給要件確認書」に記載された**提出期日**にご注意ください。



確認内容が誤っていた場合には、支給済みの給付金の返還を求めることがあります。
意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる
不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄り
の警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。



警察相談専用電話(# 9110)

お問い合わせ

大府市 住民税非課税世帯生活支援給付金 専用ダイヤル

令和7年7月31日（木）まで ☎0562-85-3233

受付時間 平日9:00～17:00（水曜のみ19:00まで）土・日・祝日を除く。）

